

定 款

株式会社総医研ホールディングス

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社総医研ホールディングスと称し、英文では Soiken Holdings Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 大学等に所属する医学・薬学・食品学研究者の研究成果に基づく医薬品、医薬部外品、健康補助食品（ビタミン、ミネラル、酵素等を原料とした食品）の研究、開発
- (2) 医薬品、医薬部外品、特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）候補を対象とした薬物効果の研究と臨床試験の受託
- (3) 特定保健用食品（保健に役立つある種の効能を認められ厚生労働省がその表示を許可した食品）、医療用具、医療用機械器具、化粧品の研究、開発、販売。
- (4) 臨床医学・介護・福祉及び教育に関する出版物の製作・販売
- (5) 介護保健法による指定居宅介護支援事業
- (6) 介護保健法による次の居宅サービス事業
 - ① 訪問介護
 - ② 訪問入浴介護
 - ③ 訪問看護
 - ④ 訪問リハビリテーション
 - ⑤ 居宅療養管理指導
 - ⑥ 通所介護
 - ⑦ 通所リハビリテーション
 - ⑧ 短期入所生活介護
 - ⑨ 短期入所療養介護
 - ⑩ 痴呆対応型共同生活介護
 - ⑪ 特定施設入所者生活介護
 - ⑫ 福祉用具貸与
- (7) 住宅配食サービス
- (8) 介護要員の養成、指導、紹介及び斡旋
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) 医療、介護、福祉施設の経営、管理ならびにコンサルティング

(11) 前各号に附帯関連する一切の業務

② 当社は、前項に附帯関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、86,396,800株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社にお

いては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する手続及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長を1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第29条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当及び基準日)

第34条 当社は、毎年6月30日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第35条 当社は、毎年12月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

以 上